

2015年7月15日

Japan tax alert

EY税理士法人

英国2015年度7月政府緊急予算(税制改正案が明らかに)

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

5月に実施された総選挙の結果、保守党・自由民主党連立政権から保守党政権となったことを受け、2015年7月8日、2015年度緊急予算が英国財務相より発表されました。緊急予算の内容からは財務相が抜本的な改革を目指していることが伺え、7月15日に発表される2015年2回目の財政法案に加え、2015年秋には会社配当の税制改正に関する一般的意見諮問書が公表される等、今後様々な税制改正に向けた提案がなされる予定です。

以下は改正案のうち、主に日系多国籍企業の英国関連会社に関連があると考えられる改正点について紹介します。

税率の凍結

2015年夏の財政法案(Finance Bill)と社会保険法案(National Insurance Contributions Bill)には個人所得税率、クラス1社会保険料率(雇用主・雇用者負担分)及びVATの標準税率(20%)・軽減税率(5%)の上昇を制限する改正案が含まれています。

2015年夏の財政法案及び社会保険法案が女王に裁可された時点から、本政権の間中は税率の上限が適用されることとなります。

法人税標準税率の引下げ

法人税標準税率は、2017年4月1日から19%、2020年4月1日から18%に下がることとなります(石油・ガス業界の法人を除く)。この改正は2015年夏の財政法案に含まれると見込まれ、実質的には、議会の夏季休暇明けに下院の承認を受け制定されます。

法人税率の引下げは、英国の国際競争力の観点からは有利な改正と考えられます。ただし、外国企業の英国子会社に関わるControlled Foreign Company (CFC)ステータスに悪影響を及ぼす可能性もあります。

日本のタックスヘイブン対策税制のいわゆる「トリガー税率」は、2015年4月より「20%以下」から「20%未満」に引き下げられています。この引下げは、2015年からの英国法人税率の21%から20%への引下げが大きな契機となっています。今回の英国法人税率の引下げも、日本のタックスヘイブン対策税制の改正動向に影響を与える可能性がありますので、留意が必要です。

法人税四半期納税の支払期限の繰上げ

年間2,000万ポンド以上の課税対象利益がある法人の四半期納税支払期限が早まり、年間納税金額を会計期間中の3、6、9、12ヶ月目に四半期賦払いをすることとなります。グループ会社の場合、年間2,000万ポンドをグループの会社数で割った数値が基準値となります。この改正点は、2017年4月1日もしくはそれ以降に開始する会計期間に適用され、政府は改正法案を秋に公表する予定です。

現在、四半期納税対象法人は会計期間の開始後7、9、12、15ヶ月目に支払いを行っていますが、当該改正により支払期限が約3~4ヶ月早まることとなります。

のれんの償却等に関わる法人税控除の制限

2015年7月8日以降に取得したのれんや顧客関連の無形資産の償却について、法人税法上の損金算入が認められないこととなります(2015年7月8日以前に契約が締結され、取得に至るまでに無条件義務の履行のみを残す場合を除く)。この改正は一般会計原則(GAAP)の償却費及び税務上4%の選択償却から発生する償却費のいずれにも適用されます。

この改正は他会社やグループ会社から事業を買収した英国法人の支払実効税率に大幅な影響を与える可能性があります。ただし、IFRS 3上はUK GAAPに比べて無形資産をより詳細に分類することを要するため、買収で認識するのれんの金額が一般的に少なくなると予想されます。また、上記の法人税標準税率の引下げにより、この改正による増税は軽減されると考えられます。

年間投資償却の永久増加

年間投資償却(AIA)の限度額は、緊急予算発表前は現在の年間50万ポンドから、2016年には2万5千ポンドに引下げられる予定でしたが、2016年1月1日から年間20万ポンドに恒久的に引上げられることとなります。

AIAは機械設備装置に投資する法人全てに適用され、投資額100%を限度額まで一時償却することが可能です。AIA上限を超えた金額については、通常の税務償却が適用されます。

租税管理

HMRC(英国税務当局)の大企業対応方針の強化

HMRCは2006年以来、大企業の納税者に対して率直な対話及び協力的な関係構築を方針としてきましたが、協力的でない大企業に対するコンプライアンスを強化するため、下記の新たな提案・方針を発表しました。

- ▶ 税務戦略(タックスプランニングやHMRCとの関係にかかる方針など)の公表を義務化
- ▶ 大企業が自主的に定めるべき行動指針(Code of Practice)についてHMRCが期待する標準案を発表

HMRC 税務調査

税務調査において、HMRCに一部の争点を早期に決定・終結する権限を付与することに関する一般意見諮問の結果が、今年の夏に公表される予定です。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150715

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp